

建設水道常任委員会

令和5年6月8日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○井上 卓也	大森恒太朗
横田 敏文	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 係 長	土谷 純
同 係 長	菅田 修久	上下水道課長	岡村 智生
同 課 長 補 佐	関口 修		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 井上委員、大森委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時議会で、建設水道常任委員会の委員構成が変わりました。

私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。また、井上副委員長ともどもよろしく願いいたします。

はじめに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に、井上委員、大森委員のお二人を指名します。お二人には、よろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、本会議からの付託議案であります。

1. 付託議案、（1）議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道

おはようございます。

課長

それでは、1. 付託議案（1）議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

上下水道

今回の補正は、エネルギー、食料品等の物価高騰に対する斑鳩町独自の支援

課長

策として、水道料金の基本料金を7月分から12月分まで免除を実施することから、給水収益の減額と、一般会計からの補助金の増額補正をお願いするものであります。それでは、補正予算書3ページをご覧ください。

初めに、収入、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第1目 給水収益、第1節 水道料金であります。先ほど申しあげました給水収益の免除に係るものとして7,140万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2項 営業外収益、第4目 他会計補助金、第1節 他会計補助金であります。先ほど申しあげました補助金の受け入れに伴いまして3,570万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

上下水道
課長

以上、議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきますが、関連事業といたしまして、3. 各課報告事項

(1) 議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてと重複する部分もございますが、水道料金における基本料金の免除を受けることができない地域、平群町で給水を受けている龍田北6丁目にお住いの方につきまして、斑鳩町水道料金相当額補助金、対象件数20件、13万2千円の増額補正をお願いするものであります。

以上、議案第19号と合わせての説明となりますが、何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

木澤委員。

木澤委員

こっちの議案のほうの補正については、ようやってくれてはるというふうには評価させていただいております。あともう1個、19号のほうの説明もしていただきましたけど、今まではそういう説明はなかったと思うんですけど、これ

までも同じようにやってくれてはったんですか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 昨年度もこの補助金は実施しておりまして、昨年度と今年度少し違うところは、昨年度は平群町でも同様の補助金、コロナの関係で補助金がありましたので、その差額ということで、斑鳩町は8か月分しましたけども、その差額分です、3か月分平群町でされてましたので、その差額分をお支払いするという形で実施させていただきました。そして今年度につきましては、他町村、平群町、その予定はないということで確認していますので、同様の6か月ということになっております。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。

議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2.各課報告事項についてを議題とします。

初めに、(1)議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についての
内、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたします。補正予算書の8ページから9ページをお願いいたします。はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への町独自の支援を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が見込まれることから、1億6,909万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、先ほど申しあげました町独自の支援を行うための財源として、財政調整基金4,934万1千円の取り崩しをお願いするものであります。

次に、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金の第1節 前年度繰越金で、同じく町独自の支援を行うための財源として、令和4年度に追加交付のあった普通交付税相当額の繰越金9,085万8千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

14ページから15ページをお願いいたします。歳出予算の補正についてです。

はじめに、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました町独自の支援策として、すべての給水契約者に対して、水道料金の基本料金を6か月分、全額免除することとし、そのうち3か月分を一般会計で負担することから、水道事業会計補助金3,570万円の増額、他町から給水を受けている契約者にも同等の支援を行うことから、水道基本料金相当額補助金13万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、歳入で申しあげました町独自の支援策として、町民1人あたり5千円分、また、中学生以下の子ども及び65歳以上の高齢者に1人あたり2,500円を上乗せする生活応援券の発行を行うことから、その事業費として、第10節 需用費から第12節 委託料までをあわせて689万3千円、また、生活応援券の換金分の補助金として、第18節 負担金補助及び交付金で1億7,437万5千円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第19号 令和5年度 斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）いかるがパークウェイ整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生 それでは、いかるがパークウェイ整備事業に関することについて報告させていただきます。

はじめに、去る3月24日に開催されました、一般国道25号斑鳩バイパス興留交差点（仮称）計画説明会についてであります。説明会の対象は、小吉田交差点から県道大和高田斑鳩線までの区間の沿道住民の皆様と、交差点新設に伴う新たな用地買収予定地の地権者様とし、当日は38名のご参加がありました。奈良国道事務所からは、いかるがパークウェイと県道大和高田斑鳩線との接続部分の交差点を設置することに伴い、県道を東側へ拡幅する計画があることについて説明され、今後、順次測量作業を進めていくことについて、地権者へ協力を依頼されました。質疑応答の主な内容としましては、「県道に接続するまでに、部分的に開通する予定はあるのか」との質問に対して、「安全対策や渋滞対策の観点から、県道に接続するまで部分開通する予定はない」と回答され、また、「興留交差点が完成し、開通するまで何年かかるのか」との質問に対しては、「今年度からの工事着手であり、現時点で供用開始の時期は示すことができない」と回答されております。

次に、いかるがパークウェイの整備に伴う国の予算についてであります。去る4月26日に、今年度の当初予算における国の直轄事業の事業計画が公表さ

れており、この中で、いかるがパークウェイの整備については、5億円が計上され、五百井・興留区間における工事費や用地取得費、測量設計費に加え、埋蔵文化財調査費等が事業内容として示されております。町といたしましては、来年度以降も、継続的な事業促進のための予算を確保いただけるよう、国及び県に対し、引き続き積極的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、五百井・興留区間の工事の進捗についてであります。現在、区間西端の、小吉田交差点から町道404号までの180m区間におきまして、令和4年9月からの地盤改良等の工事が継続しているところであります。今年2月の当委員会において、5月末日まで工事を延長することを報告しておりましたが、工期が6月末日まで再延長されており、現在、工事完了に向けた軽微な手直しや後片付け等を実施されていることを確認しております。また、今年度新たに発注される工事につきましては、昨年度と同様に、農繁期を避けて実施される予定であると聞いております。

以上、いかるがパークウェイ整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 3月24日の説明会、私も参加をさせていただきましたけども、今報告いただいた以外にも、特に交差点周辺の方から、交差点ができることによって自分の駐車場の出入りができなくなってしまうんじゃないかとか、水路の関係のことについても出してはりましたけど、そこら辺の話というのは国交省と解決に向けて話は進んでいっているのでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 周辺住民の方からの個別の案件につきましては、これからも郡山土木事務所等も交えながら調整は進んでいるところでございます。

木澤委員 私、この道路、決して推進ではないんですけども、つくることによって地元の方の不利益になってしまうことのないように、そうした意見についてはきちっと対応していただけるように、これはお願いをしておきます。

委員長 ほかにございますか。
中川議長。

議長 県道までのつながるのに何年っていう今のところお答えできないということやけど、県道までつなぐのに総予算、今、工事発注しているところから、県道いくのにどれぐらいの予算かかるかはわかるの。

議長 福居都市創生課長。

都市創生課長 興留交差点完成までの工事費というのは国のほうからは示されていないところでございます。なお、今年度につきましては5億円のうち工事費が4億円となっているところでございます。

議長 それ確認したら、国はある程度ざっくりした金額、予算はわかるよな。示してないだけでこちらから問いかけたら答えてもらえるのかな。

都市創生課長 用地費ですとか興留交差点の形状等、まだ不確定な部分が多いと聞いておりますので、示していただくのは難しいかと考えております。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 次に、(3)令和4年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、各課報告事項の3番目、令和4年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、報告させていただきます。

資料1をお願いします。斑鳩町文化振興センターにつきましては、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者とし、管理運営を行っております。

斑鳩町文化振興財団の令和4年度の事業報告については、本会議初日に報告させていただいたところでございますが、本日は、指定管理者の事業報告について説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページ、令和4年度の施設管理運営費についてであります。まず、1の収入の部といたしまして、指定管理料収入、使用料収入、また令和4年度では、その他収入として、町からの感染症対策支援金などで412万5,622円であり、収入合計は1億2,490万2,781円となっております。使用料収入につきましては、前年度と比較し709万5,990円の増、約1.6倍となっており、新型コロナウイルス感染症拡大による施設利用制限が解除され、コロナ前の水準に戻りつつある状況となっております。

次に、2の支出の部についてです。支出合計としましては、一番下の行になりますが1億1,891万9,933円であり、前年度と比較し980万20円の増となっております。主な増加要因としましては、施設利用件数の増加や電気料金の上昇などに伴う光熱水費の増、また、大ホール小ホール及び研修室の無線インターネット環境整備などに伴う修繕費の増となっております。

3の収支差額につきましては598万2,848円となっており、指定管理料収益額については、文化振興財団補助金に充当し、精算を行っております。

次に、裏面、2ページをお願いします。こちらでは、施設の利用状況を示しております。1の利用区分別では、1日のうち、午前、午後、夜間の3区分の利用件数で集計した利用状況であり、2の利用日数別では、午前、午後、夜間の少なくとも1区分以上の利用があった日数で集計した使用状況となっております。まず、1の利用区分別では、施設全体の数値を説明させていただきますと、一番下の行の総合計の欄になりますが、左から三つめ利用件数、C欄で3,438件のご利用があり、利用率は、全体の欄で37.9%となっております。前年度と比較しますと35.0%の増であります。次に、2の利用日数別では、同様に施設全体で説明させていただきますと、一番下の行の総合計の

欄になりますが、左から三つめ利用日数、C欄で1,831件のご利用があり、利用率は、その右隣の欄で60.4%となっております。前年度と比較しますと30.7%の増であります。

以上、令和4年度斑鳩町文化振興センター指定管理者の事業報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 今、報告いただいて、前年度と比べて例えば利用料収入なんかも1.6倍ですよということですけども、これコロナ前と比べるとどれぐらい回復しているとお見いただらいんですかね。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 コロナ前の使用料収入と比べると、完全には回復していない状況で、およそ8割ぐらいの状況となっております。

委員長 ほかにございますか。
中川議長。

議長 指定管理料、約700万円増えているのはどういう理由で700万円増えているのか。

議長 福居都市創生課長。

都市創生課長 大きな要因としましては光熱水費の増となっております、また、その他委託料につきましても、人件費等の高騰で値上げが顕著となっております。

議長 委託業者の人件費が上がっているということやな、今のは。うちのというん

か、振興センターの人件費は下がっているの、これはしれてあるけど、委託料ってかなり上がっているの。

都市創生 上がっている額としては、光熱水費がかなり大きいんですけども、委託料と
課長 して上がっている分としましては、コロナ感染対策等で新たにトイレの個室に
消毒液を設置したりですとか、その辺の交換作業等が増えているというふうに
聞いております。

委員長 人件費と違いましたん。

都市創生 人件費についても当然上がっておるんですけども、こちら全体的な増で。

課長

委員長 何パーセント人件費が上がっているとか、具体的に答弁お願いします。
暫時休憩します。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時26分 再開)

委員長 再開します。 福居都市創生課長。

都市創生 大きな増としましては光熱水費で、電気代で390万程度上がっておりまし
課長 て、修繕費でまた300万円程度増えております。委託料につきましては、人
件費の増については少し上がっているという状況でございまして、申し訳ござ
いませぬ。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 次に、(4) 令和4年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩

町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。
福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、各課報告事項の4番目、令和4年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、報告させていただきます。資料2をお願いします。

斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場につきましては、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者とし、施設の管理運営を行っておりまして、その事業報告について説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページ、令和4年度の施設管理運営費についてです。

まず、1の収入の部といたしまして、指定管理料収入と利用料収入、こちらは法隆寺iセンター2階の多目的ホールのみであります。合わせまして、収入合計は1,992万2,246円となっております。利用料収入につきましては、前年度と比較し15万7,500円の増、約3.2倍となっており、コロナ前の水準に戻りつつある状況となっております。

次に、2の支出の部についてであります。支出合計としましては、一番下の行になりますが、2事業分を合わせまして1,915万6,854円であり、前年度と比較し25万7,295円の増となっております。主な増加要因としましては、法隆寺iセンターでは電気料金の上昇などに伴う光熱水費の増、また観光自動車駐車場では監視カメラ設置に伴う事務費の増となっております。

3の収支差額につきましては76万5,392円となっており、この指定管理料収益額については、観光協会補助金に充当し、精算を行っております。

次に、裏面の2ページをお願いします。こちらでは、施設の利用状況を示しており、1の斑鳩の里観光案内所月別入場者内訳では、法隆寺iセンターへの入場者内訳を月別で集計した利用状況であり、2の多目的ホール月別利用回数では、法隆寺iセンター2階の多目的ホール利用回数を月別で集計した利用状況となっております。まず、1の法隆寺iセンターの月別入場者内訳では、一番下の行の合計欄のところで、令和4年度の入場者数は66,712人であり、前年度と比較しますと52.0%の増となっております。内訳をみますと、特に、外国人入館者の伸びが大きく、訪日外国人に対する水際対策の緩和

の影響があらわれております。次に、2の多目的ホール月別利用回数では、一番下の行の合計欄のところで、左から二つ目の令和4年度の利用回数で171件のご利用があり、前年度と比較しますと11.0%の増となっております。

以上、令和4年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の事業報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長

次に、（5）水道料金不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。
岡村上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、各課報告事項（5）令和4年度水道料金不納欠損処分について、ご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

民法の規定に基づいて、令和4年度において水道料金の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものであります。

（1）令和4年度不納欠損処分事由別内訳でございますが、令和4年度では、令和5年3月31日付で民法の規定に基づき、徴収することができなくなった水道料金について、水道使用者実人数で12人、64,077円の不納欠損処分を行いました。不納欠損とした事由でございますが、民法第173条第1号の規定による消滅時効でございます。これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生した時から納入の督促、催告や給水停止を行ってまいりましたが、納入がないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行ったものでございます。

次に（2）令和4年度不納欠損処分年度別内訳でございます。今回、不納欠損いたしました年度別の水道使用者と水道料金の内訳を示しております。時効が到来したものを年度末に一括で処理していることから、対象年度は令和元年度から令和2年度分となっております。

次に、資料の裏面でございます。（３）不納欠損処分の推移といたしまして、過去５年の不納欠損処分を行った水道使用者の実人数と料金の推移をお示ししております。水道料金の不納欠損処分につきましては、水道事業の公正な運営の観点からも適正な処理に努めていきたいと考えております。

以上、令和４年度水道料金不納欠損処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 あまり水道の不納欠損の報告いただいた記憶がなかったんですけども、さっきおっしゃっていた中で、水道の給水停止をしたと報告されてましたけど、実際に人が住んではる状況でそういう給水停止したということもあるんですか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 催告とか、当然滞納がございましたら、催告等した中で、それで通告したにもかかわらず納入がないという時には電話連絡等もしているところですが、それで納入がない場合につきましては、一旦給水停止をする場合もございます。これ今の不納欠損と別で、通常の業務でもそういったことを行っております。

また、不納欠損につきましては、実際、共同住宅とかで短期入居された方が退去されて、そのまま行方がわからなくなったというような事例がございますので、その時は実際にそこから停止して止めて時効を迎えたということもございます。住んでいて停止している場合もございます。また、住んでいなくて停止している場合も、両方ございます。

木澤委員 督促して払ってくれないというのは対応は必要でしょうけど、実際に住んではるのに止めてしまうと、生きていけなくなるという状況が発生するということが想定されるんですけど、その実態はどうなっているんでしょうか。

上下水道課長 実態といたしましては、一旦止めさせていただきます。通常の場合であれば、その日のうちに連絡が入ってきますので、そこで納付約束とか、いつ振り込んでいただけるといったような状況を確認する中で、すぐ開栓してその日に給水しているといった状況が実際のところでございます。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 今の話やけど、これ不納欠損になっているということや。そこでなあって、住んでおられて、仕方なく止めたというような形になあって、これ不納欠損になるやろか。必ずそんな方というのは、僕、今の話とは違って、また別問題で、実際これはほとんど行方知らずといたら表現はあれやけど、連絡がつかない方の12名と認識しているけど、そのあたり住んではって不納欠損が続くということはちょっと考えられへんねんけど、そのあたり水道やで、ちょっと教えて。岡村上下水道課長。

上下水道課長 おっしゃるとおりで、住んでおられて不納欠損になっている場合はございません。

委員長 そうやと思いました。
中川議長。

議長 税法やったら5年かな。この水道も消滅時効何年という決まりはあるの。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 水道事業の消滅時効でございますが、給水契約に基づく司法上の債権債務であることですので、水道料金の消滅時効については民法の適用ということになっております。従いまして、地方自治法第236条1項による時効に関し、他

の法律が定める場合にあたり、民法の時効に関する規定の適用を受けるとなっていますので、水道のほうは民法で適用しておりますので2年でございます。

今年度はまだ影響しておりませんが、令和2年度以降は民法の改正がありまして、令和2年4月1日より施行された料金の債務が2年から5年に変更されておりますので、今後、来年度以降につきましては、5年ということで、そういった債権が出てくるということで認識しております。

委員長 ほかにございますか。

 (な し)

委員長 次に、(6)下水道使用料不納欠損処分について理事者の報告を求めます。
岡村上下水道課長。

上下水道 それでは、各課報告事項(6)令和4年度下水道使用料不納欠損処分について、ご報告させていただきます。資料4をご覧ください。
課長

 地方自治法の規定に基づいて、令和4年度において下水道使用料の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものであります。

 (1)令和4年度不納欠損処分事由別内訳であります。納入義務者実人数8人、金額で3万1,871円の不納欠損処分を行いました。不納欠損処分とした事由でございますが、地方自治法第236条第1項の規定による消滅時効でございます。これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生した時から納入の督促、催告を行ってまいりましたが、滞納処分の執行停止から3年経過する前に納入がないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行ったものでございます。(2)令和4年度不納欠損処分年度別内訳でございますが、今回、不納欠損いたしました年度別の納入義務者数と下水道使用料の内訳を示しております。対象年度は平成28年度から平成29年度となっております。次に資料の裏面でございます。(3)不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年の不納欠損処分を行った下水道使用料納入義務者の実人数と料金の推移をお示しております。

下水道使用料の不納欠損処分につきましては、下水道事業の公正な運営の観点からも適正な処理に努めていきたいと考えています。

以上、令和4年度下水道使用料不納欠損処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長 さっきの民法173号第1号、水道のほうは。今度これ下を書いてくれるの地方自治法第231条の3って書いてあるねんけど。
これはまた水道と下水とで法律がかわるのか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 先程ご説明させていただきましたように、下水道につきましては地方自治法の規定によるということで、その先ほど説明させていただきました地方自治法による定めがあるということで解されますので、地方自治法の236条ということで税務の徴収の項目でありますとか、そちらのほうを流用して不納欠損していくということでございます。

議長 さっきの水道は今のところ、令和4年に法律改正があって5年になると、次からそういう影響出てくると言うたけど、今のところいうかそれまでは2年で時効消滅や言うてたやんか、水道は。この下水の231条の3いうのは消滅時効するのは3年、水道は2年で下水は3年。

上下水道課長 下水は5年です。

委員長 ややこしい話やな。実際のところ年度は分かれているというか不納欠損のタイミングが違って、同じ方が下水というのは水道の使用量からきているところあるやん。同じ方になっているような気がするねんけど、そこらへんどうなん

やろ、この際聞かせといて。 岡村上下水道課長。

上下水道
課長 基本的にはおっしゃるように年度は違うものの、同一の方ということになっ
ております。

委員長 ほかに、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(7)斑鳩町コミュニティバスの利用状況について、理事者の報告を
求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長 それでは、各課報告事項の7番目、斑鳩町コミュニティバスの利用状況につ
いて説明させていただきます。資料5をお願いします。

資料の1ページ、1.利用者数の比較についてであります。令和4年度は、
令和3年度からの実証運行計画を継続し、運行を行っております。

令和4年度の利用状況についてであります。令和3年度は、新型コロナウイルス
感染症の影響が減少し、利用者数が回復傾向にありました。令和4年度の
1年間の利用者数は29,518人となり、対前年度2,954人、約11%
の増となり、1日あたりの平均利用者数は、令和3年度の74.0人に対し、
令和4年度は82.2人に増加しており、より一層、回復傾向にあります。2
ページをお願いします。2.月別利用者数の比較であります。青色の令和4年
度では、利用者数が最も多い月が6月の1日当り90.1人、最も少ない月が
1月の1日当り69.1人となっております。次に、3.曜日別平均利用者数
の比較であります。令和3年度、令和4年度とも、概ね同じ傾向であり、火曜
日と金曜日の利用者が多く、日曜日の利用者が少ない結果となっております。

3ページをお願いします。4.王寺駅の乗降客数であります。令和4年度の
1年間で、王寺駅からの乗降客数は、表の右下のあたりの集計欄のところ
ですが、乗車客数が6,140人で月平均511.7人、降車客数が6,752人
で月平均562.7人、乗車客数と降車客数の合計は12,892人で月平均

1074. 3人となっております。4ページをお願いします。5. 王寺駅乗入れに伴う奈良交通への負担金実績であります。ページ下の表ですが、令和4年度における王寺駅乗入れに伴う奈良交通への負担金の合計は232万5,942円で、利用人数は1年間で12,892人となっております。令和3年度と比較し30万3,062円、2,205人の増となっております。なお、令和4年度から、負担金の運賃単価はICカード割引適用後の単価としております。

5ページをお願いします。6. バス停別利用者数の比較です。このページにごございます二つの表は、乗車または降車する利用者が多いバス停を、それぞれ上位10番目まで抽出したものでございます。令和3年度、4年度ともに、乗車・降車について、王寺駅が最も利用者が多くなっております。6ページをお願いします。7. バス停別乗車・降車数の比較です。令和4年度の乗車・降車数の多いバス停を順番に並べ、令和3年度と比較して、整理をしております。

7ページをお願いします。8. 利用料金支払い方法として、運賃収入における現金、ICカード、回数券のそれぞれの割合を表したものでありまして、現金での支払いが最も多く、次にICカードでの支払いが多くなっております。なお、令和4年度は1日フリー券の利用はございませんでした。

最後に、令和3年度から3か年の実証運行計画期間が今年度で終了しますことから、現在、令和6年度から3か年の次期運行計画の策定準備に入っておりまして、運行ルートやダイヤ等、基本的には現行の運行計画を継続する方針で調整を進めたいと考えております。

以上、斑鳩町コミュニティバスの利用状況についてのご報告といたします。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 概ね増えてきているということですけど、2ページのところで、令和3年度と比べて11月と1月は下回ってますけど、これはコロナの蔓延でということ
で理解していいんでしょうか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

この時期の乗車数の分析というのは、できてない状況ですけども、おそらくコロナが第8期が1月ぐらいをピークにしておりましたので、1月の減少はコロナ、もしくは天候で雪等が続いた日もございますので、その辺が影響しているのかなというふうに考えているところでございます。

木澤委員

もう1点、6ページのところで、これも昨年度、令和3年度と比較して利用が20パーセント以上減少している停留所がいくつかありますけど、これは理由というのはなんか分析されてますか。

都市創生
課長

下がった理由につきましては、ちょっと把握できてない状況でございます。

木澤委員

さっきのコロナの可能性があるという月別のやつは、まだわからんでもないですけど、それ以外の停留所ごとに増える分には回復しているなど見ることはできるんですけど、減っているのはなんでかなというのはいちよっとなんか分析進めていただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

委員長

ほかにごございますか。

中川議長。

議 長

乗降車数の割合とか出ているけど、最後の7ページのNは1か月の運送収入代金の合計って、これが運賃でいただいた料金という認識でいいのか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

こちらが運賃収入の月ごとの金額となっております。

議 長

これなんでもうちよっとはっきり、毎月こんだけの料金収入あったとか、分かってほしくないからか。なんかちよっとなんぼって書いてあるだけで。

都市創生課長 下の※印のところで、Nは1か月ということで書かせてはいただいているんですけども、ちょっとわかりにくくて、申し訳ございません。今後わかりやすくしたいと思います。

委員長 この機会にちょっとお聞きしたいんですけど、バスというのは、時間が渋滞等で予定通りの時間に来ない、どこ走っているんやということで奈良交通のほうは非常に携帯電話でもわかる、スマートフォンっていいですか、そんなんでそのあたりちゃんとやってくれてはるのか、ちょっと僕もあまり乗らないので申し訳ないけども、そのあたりの状況ちょっと教えて。 福居都市創生課長。

都市創生課長 奈良交通のほうで路線バスの遅延の状況をインターネットの地図上で各バスごとに落としておりまして、同様にコミュニティバスについてもわかるようにしてる状況でございます。

委員長 ということは今、コミバスがどこにおるかいうことはわかるということやな。わかりました。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(8)大規模盛土造成地における宅地耐震化の取組みについて、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生課長 それでは、各課報告事項の8番目、大規模盛土造成地における宅地耐震化の取組みについてご報告させていただきます。資料6をお願いします。

はじめに、1. 制度概要についてであります。平成16年の新潟県中越地震や平成23年の東日本大震災などにおきまして、大規模な造成宅地で、盛土内部を滑り面とする盛土の大部分の変動や、盛土と地山との境界面などにおける盛土全体の地滑りの変動が生じ、中央の「滑動崩落とは」の図がございました

が、崖崩れや土砂の流出による被害が発生いたしました。こうした地震による人的被害を防止し、また宅地や家屋などの被害を防止・軽減することにより、被害後の早期復旧、コスト低減を図るため、国土交通省におきまして、変動予測調査や滑動崩落防止工事などの予防対策を支援する宅地耐震化推進事業が創設されました。このとりくみのひとつとして、令和4年度に、県と町が連携して、大規模盛土造成地における調査を行いましたので、その結果等を報告させていただきます。

次に、2. 大規模盛土造成地の要件についてであります。大規模盛土造成地の定義としましては、国土交通省により、過去の地震時の被害事例から、谷埋め型と腹付け型の二つとなっております。ひとつ目の谷埋め型は、谷を埋め立てた宅地で、盛土の面積が3千㎡以上の盛土造成地であり、二つ目の腹付け型は、傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面傾斜が20°以上の急な斜面で、かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地とされています。

続きまして、2ページをお願いします。3. スケジュールについてですが、ここでは、大規模盛土造成地における宅地耐震化の計画手順を示しております。はじめに、一番上の、第1次調査（第1次スクリーニング）では、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を抽出し、次に、二つ目の大規模盛土造成地マップの公表で、対象となった地域の大まかな位置・範囲を公表します。

次に、三つ目の第2次調査（第2次スクリーニング）計画の作成では、抽出された対象地域におきまして、擁壁や湧水などの目視調査を行い、宅地カルテの作成や優先度評価を行います。次に、四つ目の第2次調査（第2次スクリーニング）では、前の調査結果で、優先度が高いと評価された地域を対象に、必要に応じて、ボーリング調査を行い、地質や地下水の調査を行い、安全性の把握を行います。この結果、地震時に滑動崩落の恐れがある場合に、最後の五つ目で、県知事による造成宅地防災区域の指定や滑動崩落防止工事等の実施が検討されることとなります。

次に、4. 対象地域についてであります。先ほどご説明しました、スケジュールひとつ目の第1次スクリーニングにつきましては、奈良県が平成26年度に実施し、翌27年度に公表されております。斑鳩町では、この7か所が抽出されました。なお、参考としまして、4ページに町内の全体配置図を添付して

おります。抽出された地域としましては、概ねの位置として、①の西の山・小林ハイツ、②の紅葉ヶ丘、③の神南・笠町、④の神南さくら、⑤の三井、⑥の法隆寺緑が丘、⑦の錦ヶ丘となっています。なお、※印の旭ヶ丘につきましては、三郷町区域の造成地として、調査されております。また、三井につきましては、町の三井観光自動車駐車場の敷地内となっております。

続きまして、3ページをお願いします。5. 第2次スクリーニング計画の作成についてであります。令和4年度におきまして、奈良県が主導し、県内の本町を含む27市町村から委託を受ける形で、対象地域の現地調査を行っております。(1) 調査内容についてであります。国土交通省のガイドラインに従い、公道等から目視により、盛土及び擁壁の形状と構造、宅地地盤・擁壁・法面の変状の有無、地下水の有無、盛土下の不安定な地層の有無を点検し、その結果として、宅地カルテの造成や優先度評価を行っております。具体的には、このフロー図のとおり点検を行い、一番下の優先度の評価としては、優先度が高い方からA1からA4、次にB1からB4とCの9段階となっております。この判定は、災害時等に崩落や滑動が懸念される要因等を判定しているものでありまして、優先度が高いからといって現状の宅地が危険である、また、逆に優先度が低いからといって安全であるといったものではございません。

次に、(2) 調査結果についてであります。町内の対象地域の結果としましては、B3が6か所、B4が2か所となりました。現状では、すべての地域において、崩落や滑動が懸念される要因は見受けられない状態であり、経過観察となっております。なお、B3とB4の違いとしましては、第2次スクリーニング計画の作成に設定した造成年代の基準年と比較して、古いか新しいかの差であります。この基準年の設定につきましては、国土交通省のガイドライン及び参考資料から、過去の地震における滑動崩落の被害の割合が多かった造成年代であり、各種規制の制定、改正時期に合わせて、現行の都市計画法の制定時期である1968年を設定しております。

また、本調査の後に、今月2日の豪雨で、対象地である錦ヶ丘の住宅地において、法面の崩壊が発生いたしました。現在、県において、被災宅地、被災建築物判定等の手続きを進めていただいているところであります。

最後に、(3) 第2次スクリーニング計画の公表についてであります。

この調査結果の公表につきましては、町のホームページで概要の掲載を行い、宅地カルテについては役場窓口で閲覧できるようにする予定であります。

また、今後の経過観察の方法や頻度等につきましては、まだ国から指針が示されていないことから、国の動きや全国的な対応状況を注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、大規模盛土造成地における宅地耐震化の取組みについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑をお受けしたいと思いますが、6月2日の大雨にかかると影響等に関しては、のちほど口頭報告されるとお聞きしておりますので、申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。

木澤委員。

木澤委員

さっき報告いただいたところで、ちょっと気になった、またのちほどということですが、今の段階で錦ヶ丘ですかね、入っているということで、まだ計画は今後進めていくということですが、目視した段階では滑落の危険はないという判断をしたということですかね。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

目視をした結果こういったことになったんですが、この危険度判定につきましては、あくまで谷埋め型の大規模盛土が、地山と盛土の間の滑りがあるかどうかというところを見ておまして、実際には個々の家の擁壁までを見ているものではないということは確認しております。

木澤委員

ただ、目視をして問題がなければボーリング調査等を行わないということにつながっていくんですよね。

都市創生

目視につきましては、定期的に点検していくことになりまして、問題が発生

課長 した時点で次の正確なボーリング調査等に入っていくものということで聞いておられます。

木澤委員 今回は目視して問題がないだろうと言っているところが滑落しているのに、目視だけで問題がないということで調査をしないんだったらあまり意味がないのと違うかな。

委員長 木澤委員、それやったらあとのやつにしといて。

これは絵の感じの、関東の温泉地みたいななんあったやんか、あのバージョンで言うてくれるんやったらかまへんけどな。

暫時休憩します。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時04分 再開)

委員長 再開します。

木澤委員。

木澤委員 今回、たまたま斑鳩町でそういうことが起こりましたけども、やっぱりきちっとこういう対策をするのであれば、そういう危険がある箇所については目視だけじゃなくて、もうちょっと調査をして判断をしていかないと、今、報告をしていただく中で、進め方を聞いていると、それだったら同じようなことが起こるんじゃないかというふうに思いますんで、県のほうが進めていくということでしょうけど、町としても関わっていく部分もあるでしょうから、その中で意見あげてほしいなというふうに思うんですけど。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 今議論になっておりますけども、優先度ランクの評価方法につきましては、国土交通省の大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づきまし

て、一定の評価をされておりました、そこには盛土及び擁壁の形状の構造が標準的かどうかとか、宅地地盤擁壁の法面の変状、地下水があるかどうか、また不安定な地層かというようなことを一定の基準として評価されておりますが、委員おっしゃいますように、現在ああいう状況を確認いたしておりますので、それも今後進めていく中では当然反映され、もしくは町としてもそのことに対してはまた気を付けて、これに反映させていけるように努めていきたいと考えております。

委員長 中川議長。

議長 県が調査してくれはる、今説明でわかるわ。調査したあと、今、斑鳩で起きたようなああいう時には、なんか補助的なものは国や県はないのか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 目視調査等の結果、新たな調査が必要となった場合には、国から補助金があると確認しております。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 現在、この事業につきましては、宅地耐震化推進事業として補助金の設定もされておりますが、全国的に同じレベルで進んでいっている状況ですので、そういった形であらかじめ不適合な部分がありましたら、国に対してそれを直すというのか、補助金もまた要望していきたい、町としましても調査研究いたしまして、その辺は事前に補修できるような形をまた考えていきたいと、また検討していきたいと考えております。

議長 予防するという意味の補助金やなしに、ああいう災害が起こったあとの手助けっていうのはないのかな。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 災害が起こった場合の補助金というの、過去の熊本地震ですとか、大規模の地震の場合には出ているというのは確認しております。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 この調査のことですけど、これは毎年やるのかな、それとも何年かおいてやるのかな。それまたやるところが、斑鳩町が監視してまわるのか、それとも県が、国が、その辺ちょっと教えてほしい。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 今回の調査につきましては、斑鳩町において初めての調査、県内27市町村とも初めての調査でございまして、まず、国からは優先度が高いところは次の段階に移るといことは言われております。そのほか経過観察となるところについて、経過観察の方法ですね、頻度ですとか手法等につきましては、まだ国から具体的な内容が示されておりませんので、またこのような状況が他市町村も同じでございまして、県のほうもどういう指導をしていくかというのは、今、検討中というのは確認しておりますので、そこを見ながら対応考えてまいりたいと考えております。

宮崎委員 一応、斑鳩町でもこれだけ指定されてますので、町でもパトロールぐらいはしていただきたいなと思っております。要望しておきますので、よろしく。

委員長 次に、(9)斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生課長 それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について報告させていただきます。

令和4年度の駐車場収支差額の納入についてであります。駐車場事業に係る、駐車場収入等から、管理経費を差し引いた収支差額相当額が1,145万6,976円となり、5月30日に納入を確認しております。なお、令和3年度の収支差額相当額は300万4,105円でございます。前年度と比較しますと845万2,871円の増、約3.8倍となっております。その主な要因としましては、駐車台数が、令和3年度の13,087台に対しまして、令和4年度が22,823台であり、前年度比較で9,736台の増、約1.7倍となったためであります。バス、乗用車とも前年度を大きく上回る台数となり、コロナ前と比較して約8割程度の水準まで回復しております。

引き続き、本事業については、随時、本委員会へご報告、ご相談をさせていただきたいと考えておりますので、何卒、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。
西巻総務部長。

総務部長

それでは、6月2日の大雨に係ります警戒体制及び被害の状況につきましてご報告いたします。はじめに、気象警報等の発令状況でございます。2日午前8時14分に、本町に対して、大雨、土砂災害警報が発令され、その後、午前10時35分に、土砂災害警戒情報が発令されました。すべての警報が解除されたのは、3日午前2時57分でございます。また総雨量は、約170ミリに達したところでございます。次に、警戒体制として、午前8時30分に災害警戒体制の1号活動体制を配備し、午前11時に災害対策本部を設置したところでございます。次に、避難情報の発令として、午前11時、土砂災害警戒区域に高齢者等避難を発令し、同時に避難所を開設し、その後、河川の状況に依

じて、高齢者等避難を発令したところでございます。避難所の開設としましては、町内6か所の避難所を開設し、避難者数は最大で67名でございます。

次に、主な被害等の状況でございます。6月4日現在の速報で申しあげますと、幸いに人的な被害はございませんでしたが、龍田北1丁目錦ヶ丘地区において法面の崩壊がございました。その被害状況は、速報値とはなりますが、全壊1戸、半壊1戸、部分損壊1戸の被害があり、これらお宅を含めまして7戸13名の方が避難されました。その応急対応策として、被災地のブルーシートの設置について、町建設業協会のご協力のもと、翌6月4日（日）午前8時30分から作業を開始し、同日午前11時に作業を完了いたしました。

また、被災者の方への支援といたしまして、奈良県弁護士会と締結した災害時の法律相談等に関する協定書に基づき、弁護士さんによる法律相談について要請し、6月14日午後1時から役場庁舎において開催する予定としております。なお、その他の被害状況につきましては記載のとおりとなっております。

以上、6月2日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況についての報告といたします。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、町営住宅正隆寺団地の入居者の退去について、ご報告申しあげます。斑鳩町興留2丁目地内の町営住宅正隆寺団地に入居しておりました1名の入居者の方が、令和5年4月28日で町営住宅を退去いたしました。これにより、正隆寺団地は、入居者がいない状態になりました。正隆寺団地につきましては、昭和28年に建築された建築物で、耐震性を有していないことから、今回の退去により新たに入居の募集を行いません。そして、この住宅地の今後の処分につきましては、普通財産とし競売を行うという計画で考えております。

今後の競売の方法、時期等におきましては、競売を担当する安全安心課と連携して行ってまいりたいと考えております。以上が、町営住宅正隆寺団地の入居者の退去についての報告とさせていただきます。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、都市創生課から、観光再始動事業及び和のあかりと未来へのひかりの実施予定についてご報告させていただきます。観光再始動事業における、現在のとりくみ状況としましては、事業費7,950万円の予算補正させていただいた後に、事業委託先の選定を公募型プロポーザル方式により実施し、5月19日に株式会社JTB奈良支店に決定したところであります。

主な事業概要につきまして、現況を説明させていただきますと、まず、法隆寺周辺でのデジタルアート演出については「和のあかりと未来へのひかり」と「世界遺産サミット」とあわせての開催を考えております。日程としましては10月28日（土）の夜間8時までを予定しており、今年度は、世界遺産登録30周年記念事業として、法隆寺様にご理解ご協力いただき、南大門から東大門までの間の通り抜けが可能となっております。この境内を含む周辺エリアにおいて、昨年にも配置しました木製灯籠をはじめ、西院伽藍のライトアップや様々なデジタルアート演出を予定しております。また、この当日を挟む1、2週間の期間で参道松並木の一部ライトアップや、門前広場でのデジタルアート演出を継続的に実施することも計画しております。これらの詳細内容やその他のとりくみとしましては、現在調整中でありまして、確定次第、委員皆様にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

岡村上下水道課長。

上下水道
課長

上下水道課から、令和5年3月25日に発生しました、水道管の漏水事故につきまして、ご報告申しあげます。3月25日午前0時40分頃、付近住民の方から連絡を受けまして、職員が現場確認に向かったところ、町道464号線、服部1丁目1番付近で、道路の継ぎ目から水が噴き出している状況にあり、水道管の漏水を確認いたしております。そうしたことから、到着した職員により漏水区間の止水作業を行い、漏水した水道管の修理に取り掛かり、午前4時20分頃に復旧工事を終え、午前6時に給水を復旧いたしております。

今回の水道管の漏水事故で、近隣の織布工場に水が浸入したことにより、工場内の資材及び加工した織布が使用不能となり、また、隣接する民家の駐車場

の利用に支障を及ぼしております。こちらにつきましては、町の総合賠償補償保険により対応しており、現在、関係者の方々と示談を進めているところでございます。以上、上下水道課からのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、これらのことについて、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員 まず被害状況のことについてですけど、6月3日、斑鳩町の様子がテレビ報道もされていたと思うんですけど、その時にかなり水ついてて、気になっているのは梨畑、梨園なんですけど、梨が浸かるぐらいのところまで水が来ていたと思うんですけど、ちょっとその後行っても、話は聞けてないんですけど、被害の状況というのは報告を受けていますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 ちょうど稲葉付近の農地が冠水したところでございまして、今委員がおっしゃる梨園につきましても、梨部会に確認を行っておりまして、梨部会といたしましては、今のところ被害はないということを確認しております。

木澤委員 わかりました。もうひとつ、水道管のほうですね、これさっき日付報告いただいたと思うんですけど、いつでしたか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 3月25日でございます。

課長

木澤委員 まだ示談は成立していないということですか。

上下水道 現在交渉中でございます。

課長

木澤委員 これ464号線といったら服部道になるんですかね。

上下水道
課長 服部道のちょうど服部川の東側付近で、北側に分岐している部分の旧道の部分でございます。

木澤委員 直接、服部道ではないということですね。ただ以前から服部道に入っている管がだいぶ漏水をしてきているということだと思っので、ちょっと集中的に対策が必要じゃないかなというふうに思いましたので、またお願いをしておきたいと思います。それと肝心の崩落があった箇所のところですけど、今、当日は避難されていて、人的被害がなかったというのは幸いだったと思うんですけど、その後、本人さんというのは今どういう状態なんですかね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 それぞれ避難された方につきましては、自分のところの身寄りのあるところに現在お住まいということは聞いております。中には戻ってこられた方もおられますけれども、何名かの方はまだ親戚のお宅であるとか、子どもさんのお宅であるとか、そういったところに避難されている状況でございます。

木澤委員 6月14日に法律相談については設けていただけということですけど、この時って罹災証明っていうんですか、ああいうの出して、それは町が発行するという形になるかと思うんですけど、その手続きというのはどうなりますか。

総務部長 今回の法律相談と申しますのは、今年結ばせていただきました協定の中で奈良県弁護士会の先生方が、今のところ4名がこちらに来ていただけと聞いていますけれども、問題解決の糸口としていろいろな相談を受けてアドバイスをしますよといった相談になっておりますので、まずはそのあたりからの相談ということで、今、被災された方々がいろんなことで悩み苦しんでおられますので、そのあたりをお聞きいただくような形ということで聞いております。

木澤委員　　そしたら、まだ罹災の手続きとかは本人さんもまだされておらずに、それらも含めてまた相談しようという状況ですかね。

総務部長　　今後、罹災証明であったりとかいうのは役場のほうで発行いたしますので、そのあたりいろいろな手続きもございますので、そういったあたりも聞いていただいて、少しでも支援できればなというふうに考えております。以上です。

委員長　　宮崎委員。

宮崎委員　　今の状態は、それ以上は崩れないということは確認はできないと思うんですけども、今現地ではブルーシートかけていると言ってますけど、もし被害が広がった場合ですよね、町道が横にありますけど、ライフラインまで引っ張ってしまったら、その辺は町はどう対応するのかなと思ったんですけどね。

委員長　　上田都市建設部長。

都市建設部長　　現在、県と連携して調査及び確認もいたしておりまして、現時点で最大限できる予防策というか保護策を取っている状況でございまして、今後、委員のおっしゃっているように被害の拡大を少しでも防ぐような形で、町もまた検討していきたいとは考えております。

宮崎委員　　実際に現場行ったものからも聞いたんですけど、近づけないような状態がかなりあるということで、写真も見させてもらいましたけども、南側のほうも同じような擁壁があったんで、あそこはまだ崩れてないけども、その辺の人は今、うちのほうに住んでおられるんですかね。その辺教えていただけますか。

都市建設部長　　今、大きい被害を受けておられる2軒の方に関しましては、当然住める状態にございませんので、さきほど説明のあったような避難をされている状況でござ

ございます、町におきましてもできる、先ほど申しましたように、高さのチェックも毎日行っております、状況については確認しているところです。

宮崎委員　もしどうしても避難しなければならなかったら、町としましても町営住宅ですかね、もし空いていたらその辺も配慮していただきたいなと思うんですけども。

委員長　手塚建設農林課長。

建設農林課長　そのようなご要望があれば前向きに検討してまいりたいと考えております。

委員長　ほかにごございますか。　手塚建設農林課長。

建設農林課長　町営住宅についてのご希望されている方おられますので、現在それに向けて内装修繕等を行っているところでございます。

委員長　上田都市建設部長。

都市建設部長　ちょっと先ほど、各課報告の中で大規模盛土造成地における宅地耐震化のとりくみのところで説明させていただいておりますけども、今現在被害が起こっておりますブロックにつきましては、もともと盛土調査中ということもありますけども、もともと盛土にもったものなのか、もしくは構造的なものなのか、というところは現在調査中、もしくは県とも連携して現地の調査を行っておりますので、その辺の因果関係というのはここではまだ説明はできませんが、同じものというような捉え方は、まだ現在では決めるのはちょっと難しいのかなというところは報告させていただきます。

委員長　木澤委員。

木澤委員　あとちょっと池のことも聞きたいんですけど、守谷上池というところなんで

すかね、あそこは、あれは管理はどなたがしていて、位置づけというのはどうなっているのでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 あその池につきましては守谷池水利組合さんが管理しているため池でございいます。

木澤委員 この間、町としてため池の耐震化っていうのでやってきたじゃないですか、あれはこれは入ってないんですか。

建設農林課長 基本的にため池の耐震化につきましては、ため池の水を止めている堤防、堤体といわれている部分の耐震化が大丈夫かどうかでございまして、今、崩れた部分は堤体ではなく、堤体以外の地山部分ということでございまして、そういったところの調査はそういう耐震調査等には含まれておりません。

木澤委員 今すぐじゃなくていいんですけど、そういう池っていうのが町内どれぐらいあるのかなと。だからこの間、僕の認識としては、ため池の耐震化を順次進めていっていただいている中に、守谷池も入っているのかなと。町内の池というのはすべて進めていくのかなと思っていましたけど、そうではないということなんですね。

建設農林課長 現在耐震化を進めているため池につきましては、防災重点ため池という位置づけられたため池についての耐震化を進めているところでございまして、この守谷池、上池、中池、下池、三つあるんですけど、これらにつきましては防災重点ため池に位置づけられておりまして、下池の耐震診断につきましては終わっております。そして耐震性があると確認をしているところでございしますが、今年度、上池の堤防の耐震診断を行う予定でございました。しかし今現在、水利組合さんいわく、しばらく上池については水を貯めておくことを控えておくということでございます。今後の方針等、水利さんとも話しまして、今後、水

を貯める計画がなければ、上池の堤防の耐震診断はまた違うため池で行っていかなければならないのかなと思いますので、その辺は今後、県とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

先ほど申しあげましたが、耐震診断はあくまで堤体、堤防に対する耐震診断でございますので、重複となりますが堤体以外の地山部分のそういった耐震調査を行うものではございません。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 今、耐震のことでお話伺って、ちょっと頭に浮かんだんですけど、天満池ですよね、天満池のあの道路、かなりひびいつてきているとは思いますが、あれは大丈夫ですかね。いつもお墓参り行ったときに通るんですけど、かなりひびが入っているんですけど。その辺ちょっと教えていただけますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 天満池につきましても耐震診断を行っております。その耐震診断の結果では、堤防の耐震につきましても問題がないという結果が出ております。

委員長 ほかによろしいですか。

(な し)

委員長 正直、来週か雨がえらい降ると。非常に心配するのがひとつ崩れると引きずる、今も意見委員からありましたように、ほかに広がるという可能性が出てきますので、よく注意してできる限り安全にその辺を見ていただければと思います。

これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、3. その他について、各委員さんから質疑、ご意見等がありましたらお受けします。 中川議長。

議 長 25号線の日産プリンスの東側を南へ入った東福寺自治会の、東福寺公園と
いうのかな、あそこは町の管理かな。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 町の公園となっております、管理につきましては自治会と管理協定を結ん
課長 でおしまして、草刈り等については自治会がされているところでございます。

議 長 昨日、ある住民の方からの苦情っていうんですか、町の公園に一部の人、ひ
とりの人の意見で植栽を町が植えているという意見、その中には鉄棒を使い
にくいぐらい木が大きくなっている。その植栽をどうにかしてほしいという苦情
の連絡が入りました、個人的にね。その点についてどうですか。

都市創生 鉄棒につきましては安全領域等もございますので、そこを確認していただく
課長 とともに、木のほうを対応できるかどうかも含めて検討させていただきたいと
考えております。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 その他についてはこれをもって終わります。

ここで皆さんに、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思
います。

議会改選前の建設水道常任委員会において継続審査となっております案件
は、「都市基盤整備事業に関することについて」でした。

都市基盤整備事業に関することは、斑鳩町のまちづくりの重点施策でもあり
ますので、引き続き、当委員会として、閉会中も引き続き審査を要すること
として、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

(午前10時35分 閉会)